

本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

三豊市長 様

申 込 者 (窓口に来た人)	住 所	〒
	氏 名	
	連 絡 先	1 自宅 2 携帯 3 その他 ()
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人	

裏面の内容に同意の上、三豊市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

※太枠内を記入してください。

事前登録をしようとする者の氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日
現在の住所 (住民登録地)	〒		
本 籍 (三豊市の本籍番地)		筆 頭 者	

※法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人	
氏 名	フリガナ -----	
住 所	〒	
連 絡 先		

注1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注2 申込みの際に次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

—◇—

※次の欄は記入しないでください。

登 録 日	年 月 日
証 明 書 種 別 (通知対象とするもの)	<input type="checkbox"/> (現・除) 住民票 <input type="checkbox"/> (現・除・平改・旧除) 附票 <input type="checkbox"/> (現・除・平改・旧改・旧除) 戸籍
住 所 世 帯 主	三豊市
本 籍 筆 頭 者	三豊市

事務処理欄

受付者	登録番号	本人（代理人）確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 写真付き住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 公簿確認 ()

本人通知制度について

1 本人通知制度とは、この申込書により事前登録した者（以下この様式において「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等^(注1)を、第三者（本人等^(注2)の代理人又は本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときに、交付した事実について通知する制度です。

この制度が利用できる者は、事前登録者に限られ、通知の対象は、事前登録者の住民票の写し等を第三者に交付した場合に限ります。（事前登録者と同一の住民基本台帳又は戸籍簿等に記録され、又は記載されている者であっても、登録をしていなければ通知の対象となりません。）

（注1）住民票の写し等・・・住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）の謄本及び抄本並びに戸籍（除籍を含む。）の記載事項証明書

（注2）本人等・・・・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、本人の直系尊属又は直系卑属

2 事前登録申込書の受付は、三豊市市民課及び各支所の窓口で行います。（市の休日を除く。）ただし、登録日は、申込書の受付日となり、登録日の翌日以降に交付した住民票の写し等の証明書が通知の対象となります。

3 代理人による事前登録の申込みは、次の各号いずれかの場合に限り可能です。

(1) 法定代理人による申込みの場合

(2) 事前登録を希望する人が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申し込むことが困難な場合

なお、代理人として申し込む際に、代理権を明らかにする書類（委任状、戸籍、登記事項証明書等）が必要となります。

4 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）により事前登録の申込みをすることができます。

5 転出又は転居により事前登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、職権により事前登録を廃止します。

6 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付通数及び④交付請求者の種別の4事項です。交付請求者の氏名、住所等個人を特定する情報を通知することはできませんのであらかじめ御了承ください。

7 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますのであらかじめ御了承ください。

8 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三豊市個人情報保護法施行条例（令和4年三豊市条例第23号）の規定に基づき、本人が保有個人情報の開示請求をすることができます。ただし、交付請求者の氏名、住所等個人を特定する情報は、原則開示できませんのであらかじめ御了承ください。

9 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、事前登録の申込みをしてください。